

第九節 手続の却下と補正指令

I 手続の却下と補正指令

1. 不適法な手続であって、その不備を補正により解消をすることができないものについては、その手続が却下されます。(特18の2(1)を準用)。
2. 方式要件を満たしていない手続は、その不備を解消するよう、手続の補正が命じられます(特17の3を準用)。

II 不適法な手続の却下

1. 却下理由通知

不適法な手続(申請)であって、その補正をすることができないものについて、当該手続(申請)を却下するときは、手続(申請)をした者に対し処分に係る理由を通知し、相当の期間(国内在住者、国外在住者とも30日)を指定して弁明を記載した書面(弁明書)を提出する機会が与えられます(特18の2(2)を準用)。

2. 却下される手続

* 願書及びその添付書類(願書に添付した書面全体から特定することができるものを除く)

(共通事項)

- (1) 日本語で書かれていない書面をもって出願をしたとき(特施規2(1)を準用)。
- (2) 在外者が日本国内に住所(居所)を有する代理人によらないで出願をしたとき(特8(1)を準用)。
- (3) 出願をすることができる期間が意匠法により定められている場合においてその期間外に出願をしたとき(意10の2(1)等)。
- (4) 原出願の出願人以外の者が、分割・変更に係る出願又は補正却下後の新出願をしたとき(意7の2(1))。
- (5) 分割・変更に係る出願において、原出願が共同出願の場合で、原出願の出願人全員で行っていないとき(ただし、代理人による手続であって、出願書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除きます)。
- (6) いずれの種類の出願であるか不明な出願をしたとき。
- (7) 出願人の識別番号及び氏名(名称)のいずれも記載されていない書面をもって出願をしたとき(意6(1))。
- (8) 図面を添付しないで意匠登録出願をしたとき(意匠法第6条第2項により図面に代えて写真、ひな形又は見本を提出するときを除きます)(意6(1))。
- (9) 意匠に係る物品を記載しない書面をもって意匠登録出願をしたとき(願書に添付された書面全体から特定できるものを除きます)(意6(1))。
- (10) 意匠登録出願を電子情報処理組織を使用して提出した日と、意匠法第6条第2項の規定によるひな形又は見本を「ひな形又は見本補足書」により提出した日が同日でないとき(例施規19、20)。

＊願書以外の出願書類

- (1) 提出の趣旨の不明な書類その他の物件をもって手続したとき。
- (2) 手続をする者の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載されていない書面をもって手続をしたとき。
- (3) 代表者選定の届出がされている場合において、代表者以外の者が手続をしたとき（手続の効果が本人にのみ及ぶ手続を除きます。）。
- (4) 出願人以外の者が手続をしたとき。
- (5) 査定謄本の送達後又は出願却下処分謄本の送達後に意見書、物件提出書、又は特徴記載書を提出したとき。
- (6) 不適法な手続として却下された出願について手続をしたとき、出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下された後に手続をしたとき、又は出願について拒絶査定が確定し、若しくは設定の登録がなされた後に手続をしたとき（設定の登録後にした代理人選任等の届出を除きます。）
- (7) 法定若しくは指定期間につき延長を請求した場合において、その期間の延長が法律上許されないものであるとき、又はその期間満了後に延長を請求したとき。
- (8) 手続補正書に補正の内容の記載がないとき（補正方法が「削除」のときを除きます。）
若しくは添付すべき書面（物件）が添付されていないとき、物件提出書に物件が添付されていないとき、代表者選定届に何人が代表者となったかの記載がないとき、出願人名義変更届に承継人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき、代理人受任届に受任した代理人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき、代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）の届出書に選任した代理人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき、包括委任状援用制限届に援用を制限した代理人の記載がないとき、特徴記載書に意匠の特徴の記載がないとき、手続補足書に補足の内容の記載がないとき、若しくは添付すべき書面が添付されていないとき。
- (9) 手数料の補正をする場合において、次に該当するとき。
 - イ． 予納を利用する場合
 - (a) 予納台帳番号が記載されていないとき。
 - (b) 手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者でないとき。
 - (c) 予納台帳の残高が不足することにより、見込額から手数料の納付に充てることが全くできないとき。
 - ロ． 特許印紙により納付する場合
特許印紙を全く貼付しないで手続をしたとき。
 - ハ． 現金により納付する場合
意匠法第67条第7項ただし書の規定により現金で手数料を納付した場合の大蔵省令（「電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に

関する省令（昭和52年大蔵省令）第43号」）で定める納付済証（特許庁提出用）を添付しないで手続をしたとき。

ニ．電子現金により納付する場合

取得した納付番号に対して取得した日から30日以内に手数料の納付がされないとき。

ホ．口座振替により納付する場合

預金残高が不足するとき。

(10)意匠登録出願後にその意匠を秘密にする請求をしたとき（意14(2)）。

(11)共同で行わなければならない手続において、出願人全員で行っていないとき（ただし、代理人による手続であって、手続書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除きます。）。

(12)上記「*願書及びその添付書類」欄の(1)、(2)、(3)は、願書以外の出願書類に準用する。

【却下理由通知書見本】

却 下 理 由 通 知 書	
	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	特 許 庁 長 官
意匠登録出願人 〇〇〇〇株式会社 様	意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
<p>この出願は、法令で定める要件を満たしていないため却下すべきものと認められますので、その理由を下記のとおり通知します。</p> <p>これについて弁明があれば、この通知書発送の日から30日以内に、弁明書を提出してください。</p>	
記	
<p>意匠法第68条第2項で準用する特許法第8条第1項の規定により、在外者は意匠管理人によらなければ手続することができません。</p>	

3. 弁明書

却下理由通知に対しては、指定した期間内に弁明書を提出することができます。

弁明書は、次の様式により作成します。

【書類名】	弁明書
(【提出日】	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【弁明をする者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【発送番号】	
【弁明の内容】	
【提出物件の目録】	

[備考]

- 1 「【弁明をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【弁明をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【弁明をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式13の備考10と同様とする。この場合において、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【弁明の内容】」と読み替えるものとする。

4. 手続却下の処分

指定した期間内に弁明書の提出がないとき、又は弁明書の提出があっても却下理由が解消できないときは、当該手続（申請）が却下されます（特18の2(1)）。

Ⅲ 手続の補正指令と却下

1. 手続補正指令書

方式要件を満たしていない手続は、意匠法第68条で準用する特許法第17条第3項の規定に基づき、特許庁長官により手続の補正が命じられます。

この場合における手続の補正の命令は、次に掲げるような様式によって指令がなされます。

手 続 補 正 指 令 書 （ 方 式 ）	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
特 許 庁 長 官	
意匠登録出願人	〇〇〇〇 様
意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇〇に関し	
この出願は、法令に定める要件を満たしていないので、この手続補正指令書発送の日から30日以内に、下記事項を補正した手続補正書を提出してください。	
この手続補正書の提出がないときは、この出願を却下することになりますのでご注意ください。	
記	
1. 意匠登録願に押印された出願人の印が識別番号に係る届出のものと相違するため、出願人が行った手続であることの確認ができません。	
2. 本件手数料16,000円が納付されていません。	

2. 手続補正指令に対する手続

手続補正指令に対する手続は、指定された期間内に手続補正書を提出することにより行います。

3. 手続の却下（手続補正指令に応答しないとき）

- (1) 特許庁長官は、意匠法第68条で準用する特許法第17条第3項の規定により手続の補正すべきことを命じた者が指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下にすることができます（特18(1)(2)を準用）。

IV 却下処分に対する不服申し立て

却下処分に不服がある場合、当該処分を受けた出願人等は、その処分の送達を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、特許庁長官に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます（行政不服審査法第82条）。また、その処分の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）提訴することもできます（行政事件訴訟法第46条）。（特許法に基づく手続ではありませんので、手続方法等は行政不服審査法、行政事件訴訟法の規定に従ってください）。